

「使用の制限等の要請の対象となる施設に係る留意事項等について」(令和2年4月13日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)及び『令和3年5月14日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について』(令和3年5月14日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)を基に作成

## 施設の建築物における床面積の考え方

### 1 床面積の判断となる建築物の範囲についての留意事項

#### (1) 建築物の床面積の判断に係る原則

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に該当する施設(以下「第11条施設」という。)の建築物の床面積で判断してください(即ち、第11条施設が入っている建築物全体の床面積では判断しないでください。)

例 1,000㎡を超えるオフィスビルに入居している理髪店は、第11条施設に該当しない。

#### (2) 複数の第11条施設が入っている建築物

原則として当該複数の施設の建築物の床面積を合算しません。

ただし、百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設(施設管理者が存在するショッピングモールなど)については、建築物の床面積を合算します。

例1 400㎡のボーリング場、300㎡のマーケット、200㎡の理髪店、200㎡の学習塾が入居する建築物については、第11条施設に該当しません。

例2 1,200㎡のマーケットと同じ建築物に入居する100㎡の貸衣装屋については、マーケットに対して法第45条に規定する措置が行われた場合でも同条の措置の対象となりません。

(3) なお、店舗における生活必需品の売場について除外がなされている場合(施行令第11条第1項第7号)の取扱いは、「逐条解説 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年 新型インフルエンザ等対策研究会編集・中央法規出版株式会社)」166ページ記載のとおり(※)、除外がなされている売場も含めて床面積を算定します。施設について施設使用制限等の対象が「集会の用に供する部分に限る。」との限定がなされているホテル又は旅館(同項第8号)については、限定されていない部分も含めて床面積を算定する一方、施設使用制限等の対象は限定されている部分のみとします。

※ 「床面積(事務スペース等の売場面積以外も含む。)が全フロアで1200㎡、食料品フロアが300㎡の場合、食料品フロアを除いた床面積は900㎡となり、基準の1000㎡以下となるが、全フロアの床面積が対象となるため、この施設自体は施設使用制限の対象となる。ただし、この施設の食料品売場のみは施設使用制限の対象ではないため、食料品売場のみ開くことができる。」

## 2 施設の建築物の床面積の考え方について

床面積は、事務スペース等の売場面積以外も含めて判断していただき、

- 法施行令第11条第1項に規定する施設の建築物の床面積で判断してください(すなわち、第11条第1項に規定する施設が入っている建築物全体の床面積では判断しないでください。例えば、1,000平米を超えるオフィスビルに入居している当該店舗自体は1,000平米を超えない理髪店は、1,000平米を超えないものとして取り扱ってください)。
- 原則として当該複数の建築物の床面積を合算しないでください(ただし、百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設(施設管理者が存在するショッピングモールなど)については、建築物の床面積を合算してください)。
- 店舗における生活必需品の売場について除外がなされている場合(法施行令第11条第1項第7号)の取扱いは、除外がなされている売場も含めて床面積に算定し、要請範囲を生活必需品以外に限定してください。また、施設使用制限等の対象が「集会の用に供する部分に限る。」との限定がなされているホテル又は旅館(法施行令第11条第1項第8号)については、限定されていない部分も含めて床面積に算定する一方、施設使用制限等の対象は限定されている部分のみとしてください。

また、次の事項についても、注意してください。

### ① 施設の使用の制限と、施設の建築物の床面積の考え方の関係

施設の使用の制限は、施設内における建築物の使用のみを対象とするものではなく、敷地内の土地や工作物等、法施行令第11条第1項に規定する施設として機能するための設備等についてもその対象とします。

ただし、施設の使用の制限に際し考慮する「施設の建築物の床面積」とは、施設の敷地に存在する建築物の床面積を意味し、建築物が存在しない土地や工作物等が占める範囲の面積は該当しないことに留意してください。

例1 ゴルフ場(第9号)について、建築物であるクラブハウスの使用のみならず、コースの使用についても営業時間短縮要請等、制限の対象となります。ただし、建築物の床面積について、コースの面積は含まれません。

例2 テーマパーク、遊園地(第9号)について、アトラクションの使用のみならず、屋外パレード等の園内土地利用についても営業時間短縮要請等、制限の対象となります。ただし、建築物の床面積について、当該土地の面積は含まれません。

例3 飲食店(第14号)について、屋内での営業のみならず、テラス席等屋外での営業についても営業時間短縮要請等、制限の対象となります。ただし、建築物の床面積について、建築物に当たらないテラス席等の面積は含まれません。

例4 百貨店、マーケット等の施設管理者が存在し、複数のテナントが出店する形式の店舗(第7号)については、生活必需品売場、生活必需サービス提

供場所の占める割合に関わらず、管理対象である店舗全体が営業時間短縮要請等、制限の対象となります。その場合、テナント契約等の結果として各テナントは制限が課されます。ただし、生活必需品販売、生活必需サービス提供等の事業を営むテナントについては、「生活必需物資売場等を対象から除いた店舗全体への要請」を行う関係上、制限がかからないこととなります。

なお、全てのテナントが生活必需品販売、生活必需サービス提供等の事業を営む場合は、店舗に対して営業時間短縮等の要請は行わないこととします（生活必需物資売場等を対象から除いた店舗全体への要請が効力を持たないためです）。

例5 ホテル又は旅館の集会の用に供する部分（第8号）について、集会場・宴会場等として機能する上で必要な箇所の床面積を合計します。

すなわち、ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等の床面積は合計しますが、客室、大浴場、テナント店等の床面積は合計しません。なお、営業時間短縮要請等に当たって、客室、大浴場、テナント店等、集会場以外の制限対象としない部分を機能させる上で必要な箇所（例えば、ロビー、移動通路、フロント、倉庫等）については制限の対象としないよう留意してください。

## ② 施設の敷地に複数の建築物が存在する場合

1つの施設の敷地に複数の建築物が存在する場合は、施設の建築物の床面積はそれらの建築物の床面積を合計したものとします。なお、敷地に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではありません。

例1 百貨店（第7号）について、同一敷地内に1号館と2号館が存在する場合には、床面積を合計します。

例2 同一敷地内に別棟の立体駐車場が存在する場合には、当該駐車場の床面積も施設の建築物の床面積として考えます。（なお、同一敷地内に露天駐車場が存在する場合には、当該駐車場の面積は施設の建築物の床面積とは考えません。）

例3 同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれにテナントが入っているアウトレットモールは、全ての建築物の床面積を合計し1つの施設として考え、アウトレットモール全体が制限の対象となります。ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントについては、制限の対象とはなりません。

例4 同一敷地内にオフィスビルが複数棟存在し、一部フロアにスポーツクラブ（第9号）やショッピングセンター（第7号）が入っている場合には、各施設の床面積は他の施設やオフィス部分の床面積には合計しません。

## 参考

※大規模施設における協力金算定の基礎となる面積は、「自己利用部分面積」のみとし、1000㎡を1単位とし、単位未満は切捨てとします。(1000㎡以下の場合は1000㎡とみなす)

### (注) 自己利用部分面積の定義

特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、休業要請又は営業時間短縮要請に応じた部分の面積。

### (大規模小売店舗立地法の適用がある施設)

- ・ 同法の店舗面積の定義に加え、大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含むものとして面積を算定。ただし、テナント事業者等、生活必需品の販売等を行う店舗を有する事業者等、特定百貨店店舗に賃貸・分譲・分配している区画は除く。

### (大規模小売店舗立地法の適用がない施設)

- ・ 大規模小売店舗立地法の店舗面積の考え方を勘案し、施設の面積から階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室(間仕切り等で区分された部分)、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等などの、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除く。